

議事日程 (1)

令和2年6月12日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 同意第2号 芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

第5 同意第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第6 同意第4号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について

第7 同意第5号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について

第8 同意第6号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について

第9 同意第7号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について

第10 同意第8号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について

第11 同意第9号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について

第12 同意第10号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について

第13 同意第11号 芦屋町農業委員会委員の選任同意について

第14 議案第47号 芦屋町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第48号 芦屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第49号 令和2年度芦屋町一般会計補正予算 (第2号)

第17 議案第50号 柏原漁港機能保全工事 (3号物揚場) 請負契約の締結について

第18 議案第51号 緑ヶ丘団地エレベーター設置工事 (7棟) (その2) 請負契約の締結について

第19 承認第5号 専決処分事項の承認について

第20 承認第6号 専決処分事項の承認について

第21 承認第7号 専決処分事項の承認について

第22 承認第8号 専決処分事項の承認について

【出席議員】 (12名)

1番	内海 猛年	2番	中西 智昭	3番	長島 毅	4番	萩原 洋子
5番	信国 浩	6番	本田 浩	7番	松岡 泉	8番	妹川 征男
9番	辻本 一夫	10番	小田 武人	11番	川上 誠一	12番	横尾 武志

---

【欠席議員】 (なし)

---

【欠員】 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長	福田 雅代	書記	横田 和雄	書記	中山 理恵
----	-------	----	-------	----	-------

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	井上康治
住民課長	溝上竜平	福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏
産業観光課長	浮田光二	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香
競艇事業局次長	藤崎隆好	企画課長	中野功明	事業課長	木本拓也

---

【傍聴者数】 (なし)

---

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

会議に入ります前に、皆様に御報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言は、全国で解除されました。しかしながら、近隣の北九州市では連日、感染者が報告され、先日は芦屋町内でも1例目の感染者が確認されるなど、依然として予断を許さない状況にあります。芦屋町議会としましては、3月定例会、5月臨時会に引き続き、本定例会においても、感染症拡大防止の観点から、可能な限り会議時間の短縮を図るよう努めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

続いて、4月1日付で課長の異動があつておりますので、副町長から報告をしていただきます。副町長。

○副町長 中西 新吾君

おはようございます。

令和2年4月1日付で配置異動となりました課長の紹介をいたします。

ボートレース事業局企画課長の中野功明です。

○企画課長 中野 功明君

よろしく願いいたします。

○副町長 中西 新吾君

会計課長の藤永詩乃美です。

○会計管理者 藤永 詩乃美君

よろしく願いいたします。

○副町長 中西 新吾君

住民課長の溝上竜平です。

○住民課長 溝上 竜平君

よろしく願いします。

○副町長 中西 新吾君

税務課長の村尾正一です。

○税務課長 村尾 正一君

よろしく願いいたします。

○副町長 中西 新吾君

産業観光課長の浮田光二です。

○産業観光課長 浮田 光二君

よろしく願いいたします。

○副町長 中西 新吾君

議会事務局長の福田雅代です。

○議会事務局長 福田 雅代君

よろしくお願いします。

○副町長 中西 新吾君

以上で紹介を終わります。

.....  
午前 10 時 02 分開会

○議長 横尾 武志君

それでは会議に入ります。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和 2 年第 2 回芦屋町議会定例会を開会いたします。

初めに、妹川議員から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。妹川議員。

○議員 8 番 妹川 征男君

おはようございます。

私は先の 3 月議会において、議案第 39 号、令和 2 年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算に関し、反対討論を行いました。反対の要旨は夢リア改修工事に関して、子供遊具、いわゆるモーヴィ設置の構想のもと審議されていまして、この会計予算に含まれているものと勘違いし、事実と異なる発言を行ったものです。私の思い込みによる発言で、皆様方に御迷惑をおかけいたしました。誠に申し訳ありませんでした。

以上です。

○議長 横尾 武志君

次に、同じく本田議員から発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。本田議員。

○議員 6 番 本田 浩君

皆様、おはようございます。

私は先の令和 2 年第 1 回定例会最終日におきまして、議案第 39 号令和 2 年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算に関し、子供遊具を設置するための予算が含まれているということの理由で賛成討論を行いました。しかしながら、本予算の中に子供遊具設置に関する予算は含まれておらず、私の勘違いにより誤った理由で賛成としたことに対しまして、おわびを申し上げます。今後はこのような間違いがないように、十分配慮してまいります。大変御迷惑をおかけいたしました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

---

### 日程第1. 会期の決定について

○議長 横尾 武志君

まず日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は6月12日から6月19日までの8日間をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

---

### 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長 横尾 武志君

次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、3番、長島議員と8番、妹川議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

---

### 日程第3. 行政報告について

○議長 横尾 武志君

次に日程第3、行政報告を議題といたします。

町長から行政報告の申出がありましたが、今定例会については書面による報告といたします。

次に日程第4、同意第2号から日程第23、報告第4号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

まず提案理由を御説明する前に、今週の9日、水曜日、コロナ感染防止のため町民の皆様方に

対しまして、除菌対策といたしまして、酸性電解水の配布をドライブスルー方式で芦屋町役場の駐車場において実施したところでございますが、その配布の日に横尾議長をはじめ議員全員の皆様方が御参加していただきましたこと、芦屋町民を代表いたしまして厚く御礼申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは人事議案でございます。

同意第2号の芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、現在の芦屋町固定資産評価審査委員会委員であります小田憲二氏の任期が令和2年6月21日をもって満了となりますので、再度、同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。小田氏は芦屋町職員として税務課長を務められ、固定資産評価にも精通し、人格、見識も申し分なく、芦屋町固定資産評価審査委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願いたします。

次に、同意第3号の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、現在の人権擁護委員であります松田義春氏の任期が令和2年12月31日をもって満了となりますので、再度、同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。松田氏は芦屋町職員として長年にわたり奉職され、人権問題にも精通し、人格、見識も申し分なく、人権擁護委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願いたします。

次に、同意第4号から同意第11号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、芦屋町農業委員会の現委員8名の任期が令和2年7月19日をもって満了となりますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、選考につきましては、地区の農業関係者からなる芦屋町農業委員会委員の候補者選考委員会を設置しまして、推薦・公募による13名の候補者から、農地利用の最適化を強力に進めていく観点で、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌に関する事項に関し適切に行うことができる方、農業者以外の中立的な立場の者を入れる要件などを考慮して決定したものでございます。

初めに、同意第4号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現委員の任期満了に伴い、安高ますみ氏を農業委員会委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。安高氏は長年にわたり農業に従事され、大城農事組員としても活躍されており、人格、見識も申し分なく、農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願いたします。

次に、同意第5号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現在の農業委員会委員であります入江一博氏の任期満了に伴い、再度、同氏を選任いたしたく、農業委員会等に関する

法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。入江氏は会社員として勤務される傍ら、北九州農業協同組合理事を務められ、現在、芦屋町農業委員会委員としても活躍されるなど、人格、見識も申し分なく、農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に、同意第6号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現委員の任期満了に伴い、木原豊氏を農業委員会委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。木原氏は長年にわたり農業に従事され、過去にも農業委員会委員としても活躍されており、人格、見識も申し分なく、農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願いたします。

次に、同意第7号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現委員の任期満了に伴い、鶴原修氏を農業委員会委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。鶴原氏は長年にわたり農業に従事され、過去にも農業委員会委員としても活躍されており、人格、見識も申し分なく、農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願いたします。

次に、同意第8号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現在の農業委員会委員であります中山孝泰氏の任期満了に伴い、再度、同氏を選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。中山氏は長年にわたり北九州農業協同組合に奉職された後、農業に従事され、現在、芦屋町農業委員会委員としても活躍されるなど、人格、見識も申し分なく、農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願いたします。

次に、同意第9号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現委員の任期満了に伴い、萩原洋子氏を農業委員会委員として選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。萩原氏は町議会議員としても活躍されており、人格、見識も申し分なく、農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願いたします。

次に、同意第10号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現在の農業委員会委員であります本田新氏の任期満了に伴い、再度、同氏を選任いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。本田氏は長年にわたり農業に従事され、現在、芦屋町農業委員会委員としても活躍されており、人格、見識も申し分なく、農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願いたします。

次に、同意第11号の芦屋町農業委員会委員の選任同意につきましては、現在の農業委員会委員であります松本健吾氏の任期満了に伴い、再度、同氏を選任いたしたく、農業委員会等に関する

る法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。松本氏は長年にわたり農業に従事され、現在、芦屋町農業委員会委員としても活躍されており、人格、見識も申し分なく、農業委員会委員として適任でありますので、どうぞよろしく申し上げます。

次に条例議案でございます。

議案第47号の芦屋町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、条例で引用する法律の題名及び条項が改められたため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第48号の芦屋町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した後期高齢者医療被保険者等に係る傷病手当金の支給申請受付事務を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第49号の令和2年度芦屋町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,200万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、地域介護・福祉空間整備等事業に係る国庫補助金等を計上したほか、社会資本整備総合交付金等の減額により過疎対策事業債等を増額計上するとともに、財政調整基金繰入金を増額計上するものでございます。歳出につきましては、公園遊具整備事業を計上したほか、住宅使用料過誤納還付金や学力向上推進拠点校指定事業等を増額計上するものでございます。

次に契約議案でございます。

議案第50号の柏原漁港機能保全工事（3号物揚場）請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございまして、柏原漁港機能保全工事（3号物揚場）について請負契約を締結するものでございます。

議案第51号の緑ヶ丘団地エレベーター設置工事（7棟）（その2）請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございまして、緑ヶ丘団地エレベーター設置工事（7棟）（その2）について請負契約を締結するものでございます。

次に承認議案でございます。

承認第5号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、芦屋町税条例の一部の改正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

承認第6号の専決処分事項の承認につきましては、財政調整基金について、災害等の有事の際においても安定的な財政運営を行うため、一般会計歳入歳出予算で定める額を積み立てられるよう、芦屋町財政調整基金条例の一部の改正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

承認第7号の専決処分事項の承認につきましては、競艇収益まちづくり基金について、災害等の有事の際に対応策を緊急に実施する場合を想定し、基金を処分して使用できるよう、芦屋町競艇収益まちづくり基金条例の一部の改正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

承認第8号の専決処分事項の承認につきましては、新型コロナウイルス対策の町独自事業を早急に実施するため、芦屋町一般会計補正予算（専決第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

次に報告案件でございます。

報告第4号の令和元年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、町民会館改修事業や緑ヶ丘団地3棟エレベーター設置事業等について繰越額が決定したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

以上、簡単ではありますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

**○議長 横尾 武志君**

以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。日程第4、同意第2号から日程第13、同意第11号については人事案件でございますので、この際、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 横尾 武志君**

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。まず日程第4、同意第2号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

**○議長 横尾 武志君**

満場一致であります。よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

次に日程第5、同意第3号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

次に日程第6、同意第4号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

次に日程第7、同意第5号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

次に日程第8、同意第6号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

次に日程第9、同意第7号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第7号は同意することに決定いたしました。

次に日程第10、同意第8号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第8号は同意することに決定いたしました。

次に日程第11、同意第9号についてですが、地方自治法第117条の規定により萩原議員は除斥となりますので、退場を求めます。

[4番 萩原 洋子君 退場]

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第11、同意第9号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第9号は同意することに決定いたしました。  
萩原議員の入場を求めます。

[4番 萩原 洋子君 入場]

○議長 横尾 武志君

次に日程第12、同意第10号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。  
[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第10号は同意することに決定いたしました。  
次に日程第13、同意第11号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。  
[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、同意第11号は同意することに決定いたしました。  
ただいまから質疑を行います。  
まず日程第14、議案第47号についての質疑を許します。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第47号についての質疑を打ち切ります。  
次に日程第15、議案第48号についての質疑を許します。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第48号についての質疑を打ち切ります。  
次に日程第16、議案第49号についての質疑を許します。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

12ページ、8款5項3目公園費でございます。1,286万9,000円計上してありますが、これについては、公園遊具については3月定例議会で妹川議員が質問されたと思います。本来はですね、この、こういった、緊急性があるのかないかちょっとそこら辺は何とも言えませんが、本来だったら当初予算に計上すべきであったのではないかと私は思いますが、この計上した経緯を説明願います。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

環境住宅課所管の公園については平成27年度から実施計画事業とし、各公園のある区長と協議を行った上、順次整備を行ってきているところです。今回の公園遊具整備工事については、昨年度実施した公園遊具の精密点検に基づき、修繕及び撤去、また、新設工事を行うものです。令和2年度の当初予算に計上する予定でしたが、遊具によってそれぞれ修繕方法等が違い、積算に時間がかかってしまったために6月補正となってしまいました。

修繕については9つの公園でブランコなどの修繕、撤去については7つの公園で滑り台などの撤去を行い、新設については撤去した遊具があった公園の自治区の区長と協議を行い、5台分の滑り台の設置費を計上するものです。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

今、経緯と、もう概要も大体説明されましたので、これについては終わります。

次に13ページ、10款教育費、3項中学校費、2目教育振興費で137万円計上されています。これは県の支出金がありますので2分の1補助ということでございますが、この中で、消耗品費でぼんと上がっておりますが、この概要について御説明願います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

生徒の指導に使用する紙類等の消耗品となっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

消耗品は分かりましたが、私がここで聞きたかったのは、先ほど町長の説明、提案理由の説明がありましたように、学力向上推進拠点校指定事業の指定を受けたということだと思いますが、この指定校を受けたその中身といいますかね、どういう科目というのか、そこをちょっと説明願います。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

これは芦屋中学校が受けておりまして、小・中が連携をして小学校の学力を——中学校に入っ

たら県全体としてはですね、県の傾向として、小学校はいいんだけど、中学校に入ると学力を伸ばしきってないという県内全体の傾向があります。で、芦屋町においてもこの傾向がありましたので、小・中が連携しつつ、小学校の学力を中学校に入ったときに、どうすれば小学校の学力をそのまま引き継いで向上させることができるかという授業の在り方であるとか、あるいは小・中が連携して、どういったカリキュラムを組めば、中学校の学力をさらに上げていくことができるのかというようなことを3年間かけて、県の協力を得ながら芦屋中学校の学力を上げる研究をして、3年後に県全体に広げていくというような事業でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第49号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第17、議案第50号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第50号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第18、議案第51号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第51号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第19、承認第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第5号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第20、承認第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第6号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第21、承認第7号についての質疑を許します。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

承認第7号ですけれども、本来ですね、基金は使用目的を明確にして、事前にですね、準備資

金を準備し処分するものだと思いますけれども、今回、コロナウイルス対策等を踏まえてですね、専決処分されている状況ですけれども。本来ですね、この競艇収益まちづくり基金、これの設立目的について説明を求めます。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 佐竹 功君

競艇収益まちづくり基金条例の設置目的について御説明申し上げます。これにつきましては、条例の第1条に記されておりますが、将来にわたり福祉・教育分野において持続可能なまちづくりに資するために、この基金を設置するものとなっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今、大きな枠でのですね、使用目的について答弁がありましたけれども、6条に規定があるということで、今回の条例制定について、一部修正についてですね、変更点が記載されておりますけれども。今回こういったことで、コロナウイルス対策で専決処分して、資金が必要になったということで収益まちづくり基金から繰り出しをしていると思うんですが。ここで、コロナウイルス対策で今回処分したわけですけれども、この条例で今後ですね、コロナウイルス対策、コロナウイルスが収束し、必要なくなったらこの条例は元に戻すのでしょうか。お伺いいたします。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 佐竹 功君

結論から申しますと、コロナ対策というか、コロナのこの緊急事態のような状態が終息しましても、条例を元に戻すことは考えておりません。

ちなみにですね、今、このまちづくり基金につきましては、処分するに当たりましては、臨機応変に処分することが若干難しいようなつくりになっております。これは第6条に書かれておりました、具体的に説明いたしますと「新規に町単独事業として実施する実施計画事業及び施設整備計画事業の経費に充てるとき」という条件が一つついております。もう一つが「公共施設整備事業費の財源とした過去に借りた町債、この償還財源に充てるとき」ということの二つの条件がついておりました、仮に緊急で、福祉・教育分野でこの基金を使いたいとなったときに、この二つの条件が足かせになってはいけませんので、今回新たに条件をつけさせていただいて、町長が必要と認める経費に充てられるように、臨機応変な対応ができるようにこの条例を改正するもの

でございます。なお、今回の芦屋町のコロナ対策独自施策に関しましてはこの基金は使っておりませんで、財政調整基金で全て、基金を崩す場合には、財政調整基金を全て崩すということにしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

今の答弁を聞きますと、コロナウイルス対策ではなくて財政調整基金で行ったっていうお話でしたので、ちょっと私の意見も間違っていたかと思うんですけども。

こういった今回の対策の専決処分の中で、こういった条例の変更というのが話し合われて専決されているということですけども、やはりその時期というか、こういった検討する意味では、議案として上げる、また、承認として上げる場合にはですね、もう少し慎重を持って対応したほうが私はいいと思います。

それと今、町長の判断で、使いたいときに使えるような状況にしたほうがいいと、こういった柔軟性を持たせるのは私も必要だろうと思います。また、緊急性があり災害等の、先ほどの提案理由説明から見ますと、災害等の緊急の所要に応じて処分すべきであるというお話であります。私もこれは当然のことだと思うんですけども、現町長のもとではですね、私も信頼はしていますので、不手際は起こらないかなと思うし、また、議会もそういったフィルターをかける意味で、こういった基金を使うという部分はですね、モニターできると思うんですけども。よその自治体を見ますと、ある町長がどんどん使っていくと。収益金でも何でも基金を取り崩すというようなお話があるわけですね。やっぱり、基金の目的というのは明確に示されてて、フィルターをかけていると。そういう意味もあるので、総務財政のほうで審議されると思うんですけども、この辺りは慎重を持って、やっぱり進めるべきではないかと私は思いますので、今後検討していただいで対応していただければと思いますので。

以上で終わります。

○議長 横尾 武志君

ほかに。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今、基金の関係で第6条は今回改正されて、先ほど松岡議員が言われたように、コロナ対策による財源不足の補填という意味合いが十分だと思うんですけども。先ほど財政課長のほうは、「災害が起り得れば、当然この競艇基金を使いますよ。」という話ですけども、本来、災害等については、この財政調整基金のほうに示されているわけですね。財政調整基金の第6条の第

2項に、「災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収を埋めるための財源には、財政調整基金を使いますよ」という話になってるわけですよ。そうであれば、この競艇基金をむやみに取り崩す必要はなくて、財政調整基金の積立てを、今回予算計上することによって積み立てる手法があるわけですから、当然、将来的な財源を確保する分においても、競艇事業に積み立てる財源を一部この財政調整基金のほうに組み立てる手法でもいいんじゃないかと思ってるわけですよ。だからその辺をですね、どのような形で今回、先ほど質問の中では、コロナ対策が終息した場合でもこの条文は残すという話なんですけど、その辺は間違いはないですか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 佐竹 功君

今回、財政調整基金のほうと競艇収益まちづくり基金のほうの一部改正を行っておりますが、両方ともこのまま、元の条例に戻すということは考えておりません。この改正のまま、いこうと思っております。で、内海議員もおっしゃられたとおり、一般的に災害等に対応する場合、財源が不足しましたら財政調整基金を使っていくということが大原則というふうに考えておりますので、今回もそのように措置をさせていただいております。

今回、財政調整基金の残高が減ることになりましたので、今後いつ終息するかも分からない、また、新たな災害等のことを考えましたときに、財政調整基金をある程度やっぱり持つておかないと、町の安定的な財政に対して不安を感じなければならなくなってしまいますので、5月の補正予算の専決におきまして、財政調整基金をある程度積み立てる必要があるだろうというふうに考えました。そのために必要な条例改正と、補正予算2億円を財政調整基金のほうへ積み立てるといふ補正予算を、専決で処分させていただいたところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今回、競艇収益まちづくり基金の改正条文が、第3号に「前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める経費」になってるわけですよ。別に災害等じゃなくて、あくまで町長になると。要するに我々が心配するのは、町長の流動的な形で、これが悪用される要素が今後出てくるのではなからうかという思い。仮に、現町長からまた次の町長に替わったりした場合にですね、某鹿兒島のほうでも、そのような専決処分を乱発したようなところもありますので、その辺を非常に審査した中で、現在、競艇収益まちづくり基金は実施計画に上げるとか施設整備計画に上げるとか、または過疎債がなくなった場合の財源措置ということで明確に、当初設立したときにはそのよう

なものが定められてたわけですね。今回こういうふうには、「町長が必要と認める経費に充てる」という一項目入ったことによって、流動的に使える要素が増えてくるんじゃないかという懸念をしているわけです。その辺については、どのようなお考えを持ってあるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 佐竹 功君

競艇収益まちづくり基金につきましては、第1条に「福祉・教育分野において」ということが入っておりますので、あくまでも競艇収益まちづくり基金につきましては、福祉・教育分野においての処分になります。その中で、町長が必要と認める経費に充てられるようにしたということでございまして、当然、大事な基金でございますので、この基金を処分するに当たりましては、慎重な協議を重ねた上でやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第7号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第22、承認第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第8号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第23、報告第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、報告第4号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第14、議案第47号から日程第22、承認第8号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 横尾 武志君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前 10 時 48 分散会

---